

(在学期間)

第7条 本大学院には4年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
 - (3) 開学記念日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から6号までの休業期間は、学年暦による。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、必要がある場合は臨時に休業日を設け、若しくは休業日を変更し、又は休業日に授業を行わせることができる。

第3章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第11条 本大学院における教育は授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)により行う。

(授業科目と単位数)

第12条 本大学院の授業科目は共通科目及び専門科目とする。

- 2 各科目の単位数、又は学生が修得すべき単位は別表Ⅰのとおりとする。
- 3 第2項に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験等に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(教育方法の特例)

第13条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

- 2 授業又は研究指導の一部を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 社会人院生を対象として授業又は研究指導をサテライトキャンパスで履修させることができる。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を15から45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義については15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び演習については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 90分(1コマ)を2時間とみなす。

(学修の評価及び単位の授与)

第15条 授業科目を履修した学生に対しては、成績評価厳格化のためGPA制度を導入する。学修の成果をA+(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)の5段階で評価し、A+、A、B、Cを合格とする。

- 2 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。
- 3 GPA制度に関する規程は別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、大学院を置く他の大学等との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、修得した単位が10単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院等において修得した単位を本大学院で修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、10 単位を超えないものとする。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学した場合は、この限りではない。

(課程の修了要件)

第 18 条 本大学院に 2 年以上在学し単位を別表 I のとおりに修得し、かつ修士論文の審査ならびに最終試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。

2 第 1 項の修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(学 位)

第 19 条 学長は、前条第 1 項の規定により修士課程の修了を認定したものに対し、修士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 4 章 入学、編入学、転入学、再入学等

(入学資格)

第 20 条 本大学院に入学することができる者は、出願資格に該当する者のうち本大学院の定めた入学試験に合格した者とする。

(入学の時期)

第 21 条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学する者については学期の始めとすることができる。

(入学志願の手続き)

第 22 条 本大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書等、所定の出願書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第 23 条 入学志願者に対しては、入学者選抜試験（面接・小論文）により合格者を決定する。

2 入学者選抜試験の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 24 条 前条第 1 項の合格者は、指定する期日までに学長が別に定める書類を提出すると共に、入学

金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学等)

第 25 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院への入学を志願する者があるときは欠員のある場合に限り、選考により相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院を修了し、又は退学した者
 - (2) 他の大学院に在学している者
 - (3) 本大学院を退学又は除籍された者で、退学又は除籍前に在籍していたコースと同一コースに入学しようとする者
- 2 前項の選考に関し必要な事項は学長が別に定める。
 - 3 第 1 項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学長が決定する。

第 5 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 26 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 1 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

ただし、疾病の場合は医師の診断書を要する。

- 2 学長は、疾病のため修学が適当でない認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 27 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 7 条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第 28 条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えて願い出なければならない。